

○国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室要項

令和4年3月25日
制 定

改正 令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下「規程」という。）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）全体の観点から、国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し推進するとともに、不正行為があった場合に対応し、公的研究費の適切かつ適正な管理に資することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定・実施及びその実施状況の確認に関すること。
- (2) 不正使用の疑義が発生した場合の対応に関すること。
- (3) その他推進室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第5条 室長は、研究・企画担当理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部副学部長（研究担当）
 - (2) 財務部長
 - (3) 研究・産学地域連携推進機構事務部長
 - (4) その他室長が必要と認める者
- 2 室員は、推進室の業務を処理する。

(事務)

第7条 推進室の事務は、財務部照査・検収室において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室要項（平成19年10月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。